植生学会会長・運営委員選挙施行細則

2019 年 6 月 3 日改定

（趣旨）

第１条　本細則は，植生学会会則第１８条及び植生学会運営委員会規則第３条に定められた，会長及び運営委員の選出に関する手続きを定めたものである．

（選挙管理委員会の構成）

第２条　会長及び運営委員の選挙事務を処理するため，会長・運営委員選挙管理委員会（以下，選挙管理委員会という）を置く．

２　選挙管理委員会委員長は正会員の中から会長が選任する．

３　委員（若干名）は委員長が指名する．

（投票実施方法）

第３条　選挙は正会員の互選（無記名投票）による．

２　会長候補者，運営委員候補者，各地区の２号委員（地区選出運営委員）の人数及び選挙人とその所属地区は，役員の任期が満了する年度（以下，選挙実施年度という）の総会の４か月前時点での会員名簿にもとづき決定する．

３　選挙管理委員会は，選挙実施年度の総会の４か月から３か月前までのうちの 10 日間，正会員及び運営委員会より会長候補者の推薦（自薦・他薦を問わない）を受け付ける．

４　正会員からの会長候補の推薦の受付は，正会員１人あたり 1 回に限る．

５　正会員からの会長候補の推薦は，すべて会員推薦会長候補者とする．

６　運営委員会は，これまでの運営委員・各種専門委員長選任の有無等をもとに運営委員による５名連記の投票を行い，上位５位以内を運営委員会推薦会長候補者とすることができる．

７　選挙管理委員会は選挙実施年度の総会の３か月前までに会員・運営委員会推薦会長候補者に被推薦者名簿への掲載の可否を確認する．

８　選挙期日および候補者名簿は，選挙実施年度の総会の３か月前までに公示しなければならない．

９　投票は所定の投票用紙等を用い，選挙管理委員会が定めた期日までに到着するように投票しなければならない．

１０　会長選挙用紙には候補者１名の氏名を記入する．ただし，会員・運営委員会推薦会長候補者以外の候補者名も記入することができる．

１１　運営委員選挙用紙には，運営委員会規則第 3 条第１項の１号委員（全国選出運営委員）候補者５名の氏名，及び北海道・東北，関東，中部，近畿，中国・四国，九州・沖縄の地区ごとの定員にそれぞれ１名を加えた数の２号委員（地区選出運営委員）候補者の氏名を記入する．ただし，１号委員欄に記入した候補者名と２号委員欄に記入した候補者名は重複しても構わない．

（開票作業）

第４条　開票作業は委員長及び委員の立会のもと行わなければならない．

（当選者の決定）

第５条　会長・運営委員選挙の当選者は，選挙実施年度の総会の１か月前までに決定しなければならない．

第６条　会長選挙において，有効最多票を得たものを当選者とする．最多票で同得票数のものが複数のときは，年少者を当選者とする．

２　運営委員選挙においては，有効票順に上位から当選者とし，末位に同得票数のものがあるときは年少者を当選者とする．

３　同一人が会長と１号委員及び/又は２号委員に当選した場合，その者は会長となり，１号委員及び/又は２号委員にはそれぞれ次点者を繰り上げる．

４　同一人が１号委員と２号委員の両方に当選した場合，その者は 2 号委員となり，1 号委員には次点者を繰り上げる．

５　役員任期を全うすることが困難な会長・運営委員候補者は，選挙管理委員会の承認を経て，当選を辞退することができる．

６　当選者は総会及び植生学会誌の学会記事にて会員に公表する．

（個人情報の管理）

第７条　選挙管理委員会構成員は，個人情報の管理を徹底しなければならない．

（守秘義務）

第８条　選挙管理委員会構成員は，業務上知り得た情報等を他に漏らしてはならない．

（雑則）

第９条　本規則の変更は運営委員会の決議による．

第１０条 会長および運営委員選出の手続きに関するその他の事項は，選挙管理委員会の判断により措置するものとする．

附則　1998 年 10 月 3 日制定

１．　本規則は 1998 年 10 月 4 日から施行する．

附則　2001 年 10 月 6 日改定

１．　本規則は 2001 年 10 月 7 日から施行する．

附則　2015 年 10 月 10 日改定

１．　本規則は 2015 年 10 月 11 日から施行する．

附則　2016 年 4 月 25 日改定

１．　本規則は 2016 年 4 月 26 日から施行する．

附則　2016 年 11 月 27 日改定

１．　本規則は 2016 年 11 月 28 日から施行する．

附則　2018 年 10 月 20 日改定

１．　本規則は 2018 年 10 月 21 日から施行する．

附則　2019 年 6 月 3 日改定

１．　本規則は 2019 年 6 月 4 日から施行する．